

報告第 1 2 号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づく専決処分事項の指定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 7 月 2 6 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

(子ども健康部関係)

1	専 決 年 月 日	令和 6 年 5 月 2 1 日
	相 手 方	豊川市在住の 3 0 代女性
	損害賠償の額	4 8 , 6 2 0 円
	概 要	令和 6 年 2 月 2 7 日午後 6 時頃、豊川市立八南小学校の駐車場において、強風により動いた門扉が相手方の所有する自動車に当たり、当該自動車の一部が破損した。

(建設部関係)

1	専 決 年 月 日	令和 6 年 6 月 4 日
	相 手 方	豊川市在住の 5 0 代男性
	損害賠償の額	2 4 8 , 0 5 0 円
	概 要	令和 6 年 5 月 7 日午後 7 時 1 6 分頃、豊川市穂ノ原 2 丁目 5 5 番の市道において、相手方の運転する自動車のタイヤが路面にできた穴に落ち、当該自動車の一部が破損した。